八四・四〇	製本用機械（製本ミシンを含む。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・四一	その他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械（切断機を含む。）		
八四・四二	プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器（第八四・五六項から第八四・六五項までの機械を除く。）、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン		
八四・四三	印刷機（第八四・四二項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）並びに部分品及び附属品		
八四四一・一〇	機械	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四四一・一一	切断機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四四一・一二	袋又は封筒の製造機械	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四四一・一三	箱、ケース、筒、ドラムその他これらに類する容器の製造機械（型を使用する成形により製造する機械を除く。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四四一・一四	製紙用パルプ、紙又は板紙の成形用機械（型を使用するものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四四一・一八	その他の機械	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四四一・一九	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四四二・一〇	機器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四四二・四〇	第八四四二・一〇号の機器の部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四四二・五〇	プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四四三・一一	オフセット印刷機（巻紙式のものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四四三・一二	オフセット印刷機（枚葉式で事務所用のものに限るものとし、広げた状態でシートの一方が二二センチメートル以下、他方が三六センチメートル以下のもの）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四四三・一三	その他のオフセット印刷機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四四三・一四	凸版印刷機（巻紙式のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四四三・一五	凸版印刷機（巻紙式以外のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四四三・一六	フレキソ印刷機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四四三・一七	グラビア印刷機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四四三・一九	その他のもの（その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。））	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四四三・二一	印刷、複写又はファクシミリ送信のうち二以上の機能を有する機械（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四四三・三二	その他のもの（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四四三・三九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四四三・九一	印刷機の部分品及び附属品（第八四・四二項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四四三・九九	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四四四・〇〇	人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・四五	紡績準備機械並びに精紡機、合糸機、ねん糸機その他の紡織用繊維の糸の製造機械並びにかせ機、糸巻機（よこ糸巻機を含む。）及び第八四・四六項又は第八四・四七項の機械に使用する紡織用繊維の糸を準備する機械	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・四六	織機	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・四七	編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械及びジンプヤーン、チュール、レース、しゅう布、トリミング、組ひも又は網の製造機械	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・四八	第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機械（例えば、ドビー、ジャカード、自動停止装置及びシャットル交換機）並びに第八四・四四項からこの項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（例えば、スピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、紡糸口金、シャットル、ヘルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
	第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機械		
八四四八・一一	ドビー及びジャカード並びにこれらとともに使用する紋紙断機、写彫機、紋彫り機及び編成機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四四八・一九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四四八・二〇	第八四・四四項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
	第八四・四五項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品		
八四四八・二一	針布	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四四八・二二	紡績準備機械のもの（針布を除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四四八・二三	スピンドル、スピンドルフライヤー、リング及びトラベラー	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四四八・三九	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	